

T A C（漁獲可能量）期中改定の基本ルール

平成21年 5月公表

平成21年11月一部改正

I 目的

資源の将来予測に精度の限界があること等への対応として、直近の資源の状況を踏まえつつ、必要に応じてT A Cを漁期中に改定（＝期中改定）すること、また、その手続きを対外的にわかりやすく示すことが求められている。

このため、このルールでは、対象魚種の資源や漁場形成の状況等を踏まえてT A Cを漁期中に改定する場合の基本的な手続きを定める。

（注：本ルールでは、資源状況に対応した期中改定について定めるものであり、これ以外にも社会経済的要因等によって期中改定を行うことがある。）

II 対象

本ルールでは、次の場合におけるT A C期中改定手続きを対象とする。

【ケース1】資源再評価結果に基づくT A C改定

新たなデータに基づく資源再評価（A B C再算定）の結果を踏まえて、T A Cの改定を行うケース

【ケース2】漁場形成に応じた配分量の調整にともなうT A C改定

過去の漁獲実績シェアに基づく都道府県等への当初配分数量について、実際の漁獲の状況（＝魚群の来遊状況）に応じて調整（追加配分）を行うケース

【ケース3】主たる生息水域が外国水域にある資源等のT A C改定

主たる生息水域が外国水域にあるスケトウダラ資源等について、我が国水域への最大の来遊量に対応できるよう、過去7年（又は5年）の漁獲量の最大値をベースにT A Cを設定しているが、直近の来遊状況に対応してT A Cの改定を行うケース

III T A C期中改定の方法

1 T A C改定案の作成

資源や漁場形成の状況等から、漁期開始前に設定されたT A C数量（以下、「当初T A C」という。）に変更を加える必要があると考えられる場合には、以下の手続きにより、T A C改定案を作成する。

(1) ケース1：資源再評価結果に基づくTAC改定

① 資源再評価（ABC再算定）

漁期開始後の資源状況（資源量等）がTAC設定時の想定と異なると考えられる場合には、状況に応じて資源再評価（ABC再算定）を実施する（以下、「臨時再評価」という。）。なお、TAC設定に用いた当初ABCは、毎年資源評価作業において再算定が行われ、9月頃に公表される（以下、「ルーチン再評価」という。）ことから、この結果を必要に応じて活用する。

再評価の具体的な手続き等については、別紙（「魚種ごとの資源再評価の対応について」）の考え方にに基づき、別途定める。

② TAC改定案の作成

TAC改定案は、①のABC再算定値をベースに作成する。その際、TAC設定の中期的な管理方針を踏まえるとともに、当初TAC設定時に採用された漁獲シナリオに基づくABCを用いることを基本とする。

③ 留意事項

漁業・加工流通業者等への影響を考慮し、基本的に、当該漁期年における期中改定の回数は1回とし、漁期年の最終月の改定は行わないものとする。

(2) ケース2：漁場形成に応じた配分量調整のためのTAC改定

① 対象魚種

漁場形成の年変動が大きいまあじ、まいわし、さば類を対象とする。

② 手続きの開始

一部の都道府県等において、ケース1のような資源状況にあるとは認められないものの、漁場形成の偏りから良好な漁場形成がみられ、当初配分数量について魚群の来遊状況（実際の漁獲状況等により判断する）に応じた調整が必要と考えられる場合には、③以下の方法により追加配分必要量の算定を行う。なお、一連の手続きには一定の時間を要することから、都道府県は、漁場形成の状況が通常年と異なると認める場合には、時間的余裕をもって国に連絡する。

③ 追加配分必要量の算定

漁獲情報等（過去5か年の月別漁獲実績等）を用いて、当該年の漁期末までの漁獲量見込みを期間ごとの比率等に基づき算出し、当該都道府県の意見を聴いたうえ

で、これと当初配分量との差を1000トン単位に切り上げたものを追加配分必要量とする。

④ T A C改定案の作成

ア 全体の採捕見込み数量の算出

③で求めた追加配分必要量にその他配分先（大臣管理漁業・都道府県）の漁期末までの採捕見込み数量を加え、全体の採捕見込み数量を算出する。

（注：当初配分数量について、全体の採捕見込み数量を確認するもの。）

イ T A C改定案の作成

アで求めた漁期末までの各配分先の合計採捕見込み数量が、当初T A C数量を上回らない場合に、当初T A C数量と追加配分必要量を合計したものをT A C改定案とする（下記参考を参照）。

（参考）海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（抜粋）

第3の4（注2）

まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した数量（以下、「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする（5に該当する場合を除く）。

（3）ケース3：主たる生息水域が外国水域にある資源等のT A C改定

① 対象となる資源

主たる生息水域が外国水域にある資源（すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群）等

② T A C改定案の作成

T A C設定時の想定と異なり、我が国水域への大量の来遊が認められた場合については、これら資源については現状では生息水域全体に対する定量的な資源評価が困難であること等を踏まえ、C P U E（単位努力量当たり漁獲量）等により資源状況を定性的に検討しつつ、直近数ヶ月の漁獲量等のデータを参考に漁期末までの漁獲見込み数量を算出する。さらに、外国水域における資源の情報等を参

考にしつつ、資源への影響に留意して、TAC改定案を作成する。

③ 留意事項

漁業・加工流通業者等への影響を考慮し、当該漁期年におけるTAC期中改定の回数は1回とすること、また、漁期年の最終月の改定は行わないことを基本とする。

2 TAC改定の手続き

1で作成されたTAC改定案について、パブリック・コメントを行ったうえで、水産政策審議会の意見を聴いてTACの改定を行う。